

航行安全検討業務に係る技術者の名称及び基準日額等について

令和7年2月14日

航行安全検討業務に係る受託業務取扱基準第3条3(2)①による技術者の名称及び基準日額等は以下のとおりとし、令和7年3月1日から適用する。

1. 航行安全検討業務に係る技術者の名称及び基準日額

技術者の名称	基準日額(円)
主任技術者（理事※、首席研究員※）	88,600
理事、技師長（理事、首席研究員）	77,500
主任技師（部長、副部長、上席研究員、部次長※、主任研究員※）	66,900
技師 A（部次長、主任研究員、研究員※）	59,600
技師 B（研究員※）	48,500
技師 C（研究員、部員）	40,300
技術員（研究員助手）	36,100

※印は、職歴及び担当業務内容を勘案して配置するものとする。

2. 技術者の職種区分の定義

①主任技術者

先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。

工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。

工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。

②理事・技師長

複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。

③主任技師

定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

④技師（A）

一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。

⑤技師（B）

一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業

務を担当する。

⑥技師（C）

上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。

⑦技術員

上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

3. 定型業務、非定型業務について

技術者の職種区分の定義で示している定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定型業務

- ・ 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・ 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・ 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務

非定型業務

- ・ 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・ 比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・ 文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・ 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・ 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・ 計画から設計まで一貫した業務